

病児保育室 おひさま のご案内



イラスト提供元「ポカポカ色」

高島市病児保育室
高島市勝野1667番地
(高島市民病院健診棟1階)
携帯電話番号(保育室専用)
080-5706-9555

病児保育室 おひさま の利用について

☆病児保育とは

お子さんが病気の時、保護者が仕事等の都合により家庭で保育することが困難な場合に、病児保育室でお子さんを一時的に保育します。専任の看護師や保育士が病気のお子さんを保育しますので安心していただけます。

☆利用できるお子さんは

市内に住んでいる、生後6カ月から小学3年生までのお子さんが利用できます。また、市外在住の方も、保護者が高島市で勤務されている場合は利用できます。

入院の必要はないけれど、病気のため保育園や幼稚園、学校に通園・通学ができなくて、保護者が仕事等の都合により家庭で保育ができない困難なお子さんをお預かりします。

☆場 所

高島市民病院 健診棟1階 病児保育室「おひさま」

住所：高島市勝野1667番地

☆保育定員

1日 4名（状況により、受け入れ可能人数は変動する場合があります）

☆利用時間

月曜日から金曜日までの午前8時から午後6時30分まで

（土曜・日曜・祝日、12月29日から1月3日までは利用できません。）

☆利用料

1日あたり ・市内在住者 1人 2,000円 ※市内在園児の利用は無料
世帯の所得によっては次のようになります。

＊生活保護世帯、市民税非課税世帯 無料

＊所得税非課税世帯 1,000円

（保護者と同じ世帯の方全員の所得で判断します。）

・市外在住者 1人 4,000円

☆持ち物

保険証、母子手帳（予防接種の確認）、薬（袋ごと）、お薬手帳、薬の処方内容がわかる説明用紙（保育中に与薬しない場合も必要です。）、お弁当（お子さんの体調により、おかゆやパンも可。電子レンジ・冷蔵庫あり）、おやつ、コップ、箸、スプーン、飲み物（お茶とスポーツドリンク等）、着替え数枚（下着含む）、バスタオル（お昼寝用）、タオル（3枚）ビニール袋（2.3枚、汚れたものを入れます。）、必要に応じて、哺乳瓶、粉ミルク、紙おむつ（多めに）、お尻拭きなど、（持ち物には、必ず名前を記入しておいてください。）

★利用に必要な申請用紙等は、下記のところにあります。

- ・病児保育室おひさま、市役所子育て政策課、各支所
- ・市のホームページからもダウンロードできます。

ご利用方法

1. ご利用には、利用登録が必要です。

- ★事前に登録 利用登録申請書を市役所子育て政策課、各支所、病児保育室に提出してください。
- ★当日に登録 利用申込書と一緒に申請書を病児保育室に提出してください。
- ★登録は、小学3年生まで有効です。

2. ご利用の場合は、利用日の前日までに病児保育室に仮予約の電話をしてください。

- ★携帯電話番号 080-5706-9555（保育室専用）
- ★受付時間 午前8時～午後6時30分（月曜日から金曜日、ただし祝日は除きます。）
- ・申込み順に受付をします。
- ・当日も定員に余裕があれば保育をします。（定員は4人です。）
- ・感染症のお子さんは、別の部屋（1部屋）で保育をします。
- ・キャンセル待ちの場合は連絡先をお聞きます。

3. 仮予約ができましたら、かかりつけ医の診察を受けて医師意見書をもらってください。

- ★医師意見書は、原則 利用日の前日、または当日のものをお願いします。
- ★診察料とは別に、意見書の料金が必要です。
- ★診断の結果を病児保育室に連絡してください。保育可の場合は正式予約となります。保育不可の場合はキャンセルになります。

4. 当日に利用申込書、医師意見書、与薬依頼書（薬がある場合）、家庭連絡表を病児保育室に提出して、保育開始です。

5. 利用料は、後日納付書を送りますので、期日までに支払ってください。

- ★診察を受けた場合の診察料は、病院の会計で支払ってください。

- ☆利用登録申請書（保育希望者を登録します。）
- ☆利用申込書（保育室を利用する時に提出します。）
- ☆医師意見書（医師が症状を記入します。）
- ☆家庭連絡表（家庭での様子をお聞きます。）
- ☆与薬依頼書（保育室で薬を飲ませるときに必要です。）

病児保育を利用される保護者の方へ

お子様を病児保育室でお預かりするには、お子様の最新の病状をしっかりと把握しておくことが大切だと考えていますので、次のことにご協力をお願いします。

- ★ 仮予約後は、受診結果（病名等）を必ず病児保育室へご連絡ください。また、医師の意見書で保育可能となっており定員に余裕があっても、当日の他の利用者の病状等により、保育できない場合があります。
- ★ ご利用中は、病児保育室での約束を守ってください。守られなかった場合は、次回の病児保育利用申込みをお受けできないこともありますので、ご注意ください。
- ★ 保育できない場合でも医師の意見書にかかる料金は返還されませんので、仮予約の時に保育室の状況をご確認ください。
- ★ 当日来所された時の病状によっては、ご利用いただくことが困難となる場合もありますのでご了承ください。（病状がかなり重いと推定される場合）
- ★ 保育時間が短縮となった場合でも、利用料の減額はありません。
- ★ 保育中に症状の急変があり医師の診察を受けた場合の診察料や、病院の紙おむつ等を使用した実費は、保育終了後に病院の会計でお支払いください。
- ★ 連続してご利用されている場合でも、お子様の症状によっては医師の診察をお勧めして、再度医師の意見書を必要とすることもありますのでご了承ください。
- ★ 保育利用中に症状が悪化し、病児保育室での利用が困難になった場合（インフルエンザの場合熱が37.5度以上になった時等）は、保護者に連絡をさせていただき、お迎えをお願いすることがありますので、必ず連絡のできる体制をお願いします。状況に応じ、保護者の方でかかりつけ医の診察を受けてください。
- ★ インフルエンザは、解熱翌日以降に病児保育を利用できます。（解熱は平熱が1日中続いた状態をさします。）
- ★ 新型コロナウイルスは、病児本人または同居家族が陽性者の場合ご利用いただけません。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ご理解、ご協力をお願いします。
- ★ 病児保育室では、複数の病児を保育しますので、充分配慮して保育をしていますが、感染症などの予防接種を受けておいてくださるようお願いいたします。
- ★ 連続して数日間を申し込まれた場合、その間に保育園に行かれた場合は、その時点で病児保育室の利用は終了とさせていただきます。
- ★ お迎えの時間は厳守してください。お迎えの方が変更になった場合はお知らせください。

◇問い合わせ先◇

高島市子育て政策課

電話 0740-25-8136

高島市病児保育室 おひさま

電話 080-5706-9555

（保育室専用の携帯電話です。病院からつなぐことはできません。）